新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
農業農村整備事業設計変更の手引き （平成26年 4月 1日事調第1242号 農政部長から各（総合）振興局長あて） 一部改正　令和４年(2022年)９月５日事調第533号 **第Ⅰ編　設計変更の手引き【工事編】** 【省略】 **１０　不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）** （１）工事中に受けた損害の負担　【省略】 （２）工事中災害であるための前提　【省略】 （３）損害の負担範囲 損害額については発注者と受注者がそれぞれ次のとおり負担する。 １　受注者の負担範囲 損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１／１００までの額 請負代金額は損害を負担する時点における請負代金額とし、損害を負担する時点までに、軽微な設計変更を行っている場合は、その金額を含めた請負代金額とする。（以下、請負代金額について同様とする。） ※軽微総括と工事中災害に係る設計変更を同時に行ってもよい。 例）損害を負担する時点までに２回軽微な設計変更をしている場合 Ⓐ：既契約額 Ⓑ：第１回 軽微な設計変更 Ⓒ：第２回 軽微な設計変更 ※Ⓑ、Ⓒは増減見込額を通知済み Ⓓ：軽微総括（ ＝ Ⓑ ＋ Ⓒ ） 請負代金額　＝ Ⓐ ＋ Ⓓ ２　発注者の負担範囲　【省略】	**農業農村整備事業設計変更の手引き** （平成26年 4月 1日事調第1242号 農政部長から各（総合）振興局長あて） 一部改正　令和２年(2020年)３月30日事調第1523号 **第Ⅰ編　設計変更の手引き【工事編】** 【省略】 **１０　不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）** （１）工事中に受けた損害の負担　【省略】 （２）工事中災害であるための前提　【省略】 （３）損害の負担範囲 損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。 １　受注者の負担範囲 損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１／１００までの額 ２　発注者の負担範囲【省略】	字句の追加 字句の追加